

令和4年度



道路除排雪の基本計画書



秋田市建設部

目次

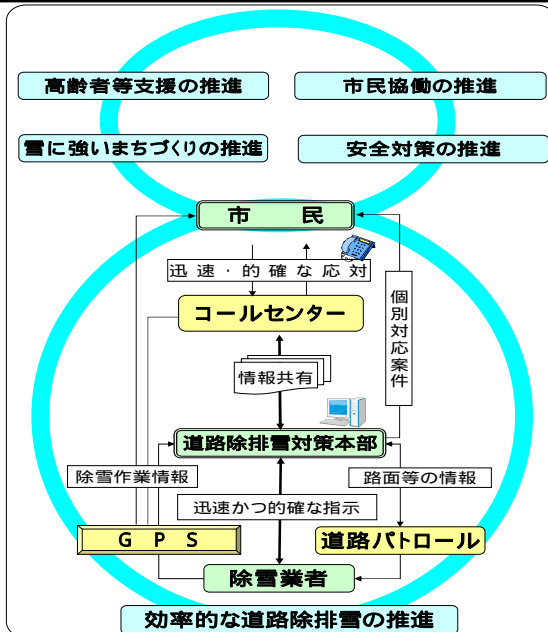
基本方針	1
計画の概要		
1．除雪の出動基準	2
2．排雪の実施基準	3
3．道路区分と優先順位	4
4．機械の配備	5
5．堆雪場の配置	6
市民の皆さんへ	7
本部の組織体制	10
電話番号一覧	13
参考資料1 「よくあるご質問」	14
参考資料2 「道路除排雪作業基準」	15

基本方針

平成25年10月に策定した「秋田市ゆき総合対策基本計画」に基づき、冬期間の市民生活の安全・安心の確保と都市機能の維持を図るため、市民・委託業者・行政が一体となった、道路の除排雪を推進します。

- 1 「道路除排雪の基本計画書」に定めた除雪の出動基準と排雪の実施基準に基づき初期除雪を徹底し効果的な道路除排雪の推進を図り、円滑な冬期道路交通の確保に努めます。
- 2 市民ニーズも反映した除排雪対象路線の稼働優先順位に基づき、集中的な降雪や長期にわたる低温にも対応できる、効果的かつ効率的な除排雪作業を実施します。
- 3 歩道や通学路の除排雪を充実し、安全な歩行者空間の確保に努めます。
- 4 終日利用可能な2箇所的一般開放用の大規模堆雪場のほか、固定資産税の減免制度の活用や街区公園等を開放し、近隣住民のための小規模堆雪場を確保します。
- 5 道路パトロールの強化、GPSやコールセンターの活用などにより、道路状況を迅速に把握するとともに、市民への情報提供、収集に努め、迅速かつ的確な除排雪を推進します。
- 6 機械貸出制度等を充実するとともに、個人所有の小型除雪機を地域の除排雪作業に使用する場合に燃料を支給するなど、地域が自ら行う除排雪を支援し、市民協働の除排雪を推進します。

総合的な取組による安全安心



初期除雪の徹底
 的確な情報収集
 迅速な除排雪対応

計画の概要

1. 除雪の出動基準

下記の基準に基づき、迅速な判断による早期除雪を実施し、円滑な道路交通の確保に努めます。

【平常時】

< 車道 >

(1) 除雪の出動判断基準値を、**路面積雪深10cm**とします。

- ・各地区の路面積雪深が基準値以上、もしくは超えることが予想される場合に出動します。ただし、一般生活道路については、基準値以上とします。
- ・急な降雨や吹き溜まりなど、気象や道路状況の急激な変化で走行が困難となった場合、あるいは、走行困難が予想される場合は本部の指示で出動します。
- ・幅員4m未満の一般生活道路など、除排雪一体作業が有効と認められる場合は本部の指示で実施します。
- ・降雨や気温上昇が予想される場合や気温が低く踏み固まった雪で作業効率が悪い場合、融雪期で日照等による自然融雪が期待できる場合など、気象や路面状況により本部の判断で出動を見合わせる場合があります。

(2) 主に次の時間帯に作業します。(作業効率や一般車両等への影響を考慮)

- ・日中の場合：9:00～16:00
- ・夜間の場合：20:00～6:00
- ・降雪状況により、上記時間帯での作業が困難な場合は本部の指示で実施します。

< 歩道 >

(1) 除雪の出動判断基準値を、**路面積雪深10cm**とします。

- ・各地区の積雪深が基準値以上、もしくは超えることが予想される場合に出動します。
- ・急な降雨や吹き溜まりなど、気象や道路状況の急激な変化で歩行が困難となった場合、あるいは、歩行困難が予想される場合に本部の指示で出動します。
- ・融雪期および降雨や気温上昇が予想される場合や融雪期で日照等による自然融雪が期待できる場合は、本部の判断で出動を見合わせる場合があります。

(2) 主に次の時間帯に作業します。(作業効率や歩行者への影響を考慮)

- ・夜間：20:00～6:00
- ・降雪状況により、上記時間帯での作業が困難な場合は本部の指示で実施します。
- ・手戻り防止のため、並行した車道の除雪完了を確認してから作業着手します。

【警戒時・豪雪時】

- ・警戒時および豪雪時において、上記の基準による出動が困難となった場合は、気象状況や道路状況等を勘案し、本部で作業内容や作業時間帯を指示します。

道路種別は4ページを、平常時・警戒時・豪雪時の対応レベルについては、10ページをご覧ください。

詳細については、参考資料2「秋田市道路除排雪作業基準」をご覧ください。

2. 排雪の実施基準

下記の基準に基づき、効果的な排雪を実施し、円滑な道路交通と歩行者空間の確保に努めます。

< 車 道 >

(1) 原則として、次の基準で排雪を実施します。

主要道路： **車両の交互通行**が困難な場合、および**歩行帯の確保**が困難になった場合に実施します。

生活道路： **1車線の確保**が困難な場合、および**歩行帯の確保**が困難になった場合に実施します。

交差点： **交通安全上必要な視距の確保**が困難となった場合に実施します。

- ・幅員4m未満の一般生活道路など、除排雪一体作業が有効と認められる場合は本部の指示で実施します。
- ・降雨や気温上昇が予想される場合や融雪期で日照等による自然融雪が期待できる場合は、本部の判断で実施を見合わせる場合があります。

(2) 主に、次の時間帯に作業します。（作業効率や一般車両等への影響を考慮）

- ・日中の場合：9:00～16:00 ・夜間の場合：20:00～6:00
- ・降雪状況により、上記時間帯での作業が困難な場合は本部の指示で実施します。

< 歩 道 >

(1) 原則として、次の基準で排雪を実施します。

主要歩道：警戒時・豪雪時で、**歩行者のすれ違い**が困難な場合に実施します。

一般歩道：豪雪時で、本部が必要と認めた場合に実施します。

- ・上記のほか、気象や道路状況の急激な変化により、歩行が困難となった場合、あるいは、歩行困難が予想される場合に本部の指示で実施します。
- ・車道との一体作業が有効と認められる場合は、本部の指示で実施します。
- ・降雨や気温上昇が予想される場合や融雪期で日照等による自然融雪が期待できる場合は、本部の判断で実施を見合わせる場合があります。

(2) 主に、次の時間帯に作業します。（作業効率や歩行者等への影響を考慮）

主要歩道：夜間（20:00～6:00）

一般歩道：日中（9:00～16:00）

道路種別は4ページを、平常時・警戒時・豪雪時の対応レベルについては、10ページをご覧ください。
詳細については、参考資料2「秋田市道路除排雪作業基準」をご覧ください。

3. 道路区分と優先順位

除排雪作業の対象路線は、市道および市道以外の生活道路のうち、除雪車両の進入が可能な道路とします。

また、道路区分に応じ、次の優先順位で作業を実施します。

(1) 道路種別に応じた作業優先順位

道路種別	区 分		内 訳	除雪延長	作業優先順位		
					除雪	排雪	
車道	主要道路	緊急路線	1	緊急輸送道路に指定されている道路等(注1)	115 km	1-1	1-1
		主要幹線	2	上記以外のバス路線、公共施設接続道路等(注2)	429 km	1-2	1-2
	生活道路	生活幹線	3	地域の幹線的な道路、通学路指定のうち幹線的な道路	412 km		
		一般生活道路	4	幅員4m以上の市道	586 km	2	2 (注3)
			4	幅員4m以上の私道等	81 km		
			4	幅員4m未満の市道	153 km		
			5	幅員4m未満の私道等	129 km		
	合計				1,906 km		
歩道	主要歩道	緊急路線	1	緊急輸送道路に指定されている道路の歩道等(注1)	78 km	1-1	1-1
		幹線歩道	2	上記以外の主要幹線の歩道	141 km	1-2	1-2
		通学歩道	3	通学路指定のうち幹線的な歩道	25 km		
	一般歩道	一般歩道	4	上記以外の歩道	24 km	2	2
	合計				268 km		

注1 緊急輸送道路に指定されている道路のほか、特に重要な道路とします。

注2 公共施設接続道路等とは、国道・県道・バス路線から教育施設・総合病院等の公共施設へ通じる道路、または地域間を接続する幹線的な道路とします。

注3 幅員4m以上の生活道路の排雪については、1車線の確保が困難な場合、および歩行帯の確保が困難になった場合に、本部の指示で実施します。

注4 除排雪一体作業が有効と認められる場合に限り、本部の指示で実施します。

地域状況や気象・路面状況の急激な変化などにより、作業着手順位が異なる場合があります。

積雪深が、4.0cm(警戒積雪深)に達した時点で、必要に応じて秋田市道路豪雪対策本部を設置します。

(2) 凍結抑制剤の散布箇所と延長等

箇所区分	内 訳	散布延長	作業時間帯	散布対象箇所		
				平常時	警戒時	豪雪時
坂 道	融雪施設設置箇所を除く	57 km	早朝 4:00～6:00 夕方 16:00～18:00	全箇所を対象として 除排雪作業との 連携を図り実施します		
橋 梁	交通量の多い橋梁	5 km				
交差点	交通量の多い交差点	20 km				
屈曲部	交通量の多いカーブ等	11 km				
合 計		93 km				

路面の凍結状況および予測される気象変化等により、上記の作業時間帯以外にも本部の指示で実施する場合があります。

4 . 機械の配備

市および委託業者が保有している除排雪機械を各地域へ適切に配備し、効率的な除排雪作業を実施します。

令和3年10月1日現在

()内は令和2年度末の台数

区分	主要機械(台)		その他機械(台)	
秋田市	ドーザ(大型)	4 (4)		
	グレーダ	19 (17)	ローダ(小型)	5 (5)
	ロータリ(大型)	5 (4)	ロータリ(小型)	15 (15)
			除雪トラック	1 (1)
			ハンドガイド式小型ロータリ	36 (36)
			凍結抑制剤散布車	11 (11)
			凍結抑制剤散布機	1 (1)
			ダンプトラック(小型)	3 (3)
	計	28 (25)	計	72 (72)
	小計			100 (97)
委託業者	ドーザ(大型)	327 (314)	ドーザ(小型)	81 (66)
	ローダ(大型)	122 (107)	ローダ(小型)	257 (249)
	グレーダ	26 (22)	ロータリ(小型)	25 (30)
	ロータリ(大型)	12 (10)	除雪トラック	4 (3)
			ハンドガイド式小型ロータリ	94 (95)
			凍結抑制剤散布車	0 (0)
			ダンプトラック(大型)	239 (364)
			ダンプトラック(小型)	962 (1,012)
	計	487 (453)	計	1,662 (1,819)
小計			2,149 (2,272)	

主要機械計	515 (478)	その他機械計	1,734 (1,891)
		全機械合計	2,249 (2,369)

5 . 堆雪場の配置

大規模堆雪場として一般開放用と道路除排雪業者用を確保するとともに、地域住民の堆雪場として降雪時から街区公園や児童遊園地等を地域に開放します。

< 一般開放用 >

No.	堆雪場名	場所	面積 (㎡)	利用時間	備考
1	旧空港跡地	新屋町字割山	51,978	終日	(注1)
2	雄物川右岸	雄物新橋上・下流側	21,800	終日	
3	河辺岩見	河辺岩見字関口川原	1,200	9:00 ~ 16:00	小型車限定
4	旧太平山スキー場跡地	仁別字水沢	7,000	9:00 ~ 16:00	小型車限定
計			81,978		

< 道路除排雪業者用 >

No.	堆雪場名	場所	面積 (㎡)	利用時間	備考
1	太平八田	太平八田	30,000	本部指示	小型車限定(注2)
2	柳田	柳田字扇ノ沢	10,000	本部指示	小型車限定(注3)
3	平尾鳥	雄和平尾鳥	6,000	本部指示	
4	下新城中野	下新城中野	20,000	本部指示	
5	総合環境センター	河辺豊成	5,100	本部指示	
6	古川調整池	御所野下堤	20,000	本部指示	
計			91,100		

注1 店舗および事業所の方は、旧空港跡地に搬入してください。

旧空港跡地の利用開始日は、12月1日以降を予定しています。

注2 地域との協議により、使用制限があります。

注3 住宅街の渋滞を避けるため、南側からの搬入は特定車両のみ受け入れます。

受け入れ容量に達した場合には閉鎖し、他の堆雪場をご利用いただく場合があります。

小型車限定は、4 t車以下での搬入に限り受け入れます。

道路除排雪業者の堆雪場として調整池等を活用してまいります。

最新の開放状況については、秋田市ホームページの情報をご覧ください。

< 地域住民用 >

No.	区分	箇所数	面積 (㎡)	備考
1	街区公園	192ヶ所	439,000	ソリやスノーダンプ等の人力による排雪に限る
2	児童遊園地	463ヶ所	182,600	
3	その他の公園	2ヶ所	9,500	
4	その他の緑地	41ヶ所	440,800	
計		698ヶ所	1,071,900	

面積は、遊具設置箇所や植栽等のある公園全体の面積です。

雪の重みで破損する恐れがありますので、遊具から離れた場所に雪を捨ててください。

市民の皆様へ

スムーズな道路除排雪作業には、市民の皆さんのご理解とご協力が不可欠です。

市民・委託業者・行政がそれぞれの役割を分担し、ルールとマナーを守り効果的な除排雪作業を実施しましょう。

(1) 市民の皆様へのお願いについて

(ア) 玄関先や車庫前などの雪寄せにご協力を！

除雪車が通った後の玄関先や車庫前に残った雪は、各家庭でご近所迷惑とならないような雪寄せをお願いします。



(イ) 道路に宅地内の雪を出さないで！

道路に宅地内の雪を出すと、通行に支障となるばかりでなく、事故の原因になります。また、融雪装置がある道路に雪を出すと、故障の原因になりますので、道路に雪を出さないようお願いします。

屋根からの雪が道路に落ちたときも、通行に支障とならないよう、すみやかに処理をお願いします。

法令（道路法など）に違反しています。



(ウ) 路上駐車は絶対にやめましょう！

円滑な除排雪作業に支障となる路上駐車は、絶対にしないでください。

たった1台でも放置車があることにより除雪車が入れず、その町内が後回しとなったり、除雪作業が中止となる場合があります町内全体が迷惑します。



路上駐車は絶対にしないで、また、させないよう町内で周知しましょう。

(エ) 道路に敷き鉄板などの障害物を置かないで！

車庫へ車を乗り入れるための敷鉄板などがあると、除雪車が作業中に雪に隠れた敷鉄板を引っかける、持っていき、敷鉄板によって工作物を破損するといった事故の恐れがあり、大変危険です。

事故防止のため、降雪期前に路上の障害物は取り外しをお願いします。

道路上の物損については、責任を負いかねます。降雪期前までに必ず撤去してください。

(オ) 堆雪場の利用について

堆雪場の利用はルールを守り、雪以外の土砂やゴミなどを絶対に混入しないでください。

ルールとマナーを守ることが大切なんだね！



堆雪場はゴミ捨て場ではありません。

(2) 除排雪作業へのご理解とご協力について

(ア) 除排雪作業を実施する路線の「優先順位」にご理解を！

除排雪作業は、幹線道路の交通確保と効率的な作業のため、原則として交通量の多い上位路線から順番で行いますのでご理解をお願いします。(P-4参照)

なお、幅員4m未満の一般生活道路など、除排雪一体作業が有効と認められる場合は本部の指示で実施します。

(イ) 深夜の除排雪作業にご理解を！

幹線道路、学校周辺の通学路、生活幹線道路、主要歩道は、原則として夜間から早朝にかけて作業を実施します。

除雪車の騒音・振動などでご迷惑をおかけすることもあります。ご理解ご協力をお願いします。



(ウ) 路面の凍結対策にご協力を！

地域内で滑りやすい坂道や交差点等がある場合は、町内会や地域の皆さんで凍結抑制剤の散布にご協力をお願いします。

凍結抑制剤は道路維持課車庫(寺内)で差し上げております。

(エ) 滑りやすい路面にご注意を！

除雪終了後の路面は、大変滑りやすくなっています。歩行者や車両の通行には十分注意してください。

(3) 地域住民による除排雪への支援策について

(ア) ダンプトラック又は積み込み機械の貸出制度のご利用を！

町内会や地域が自ら実施する共同除排雪作業に対し、無償でダンプトラック、又は積み込み機械を、どちらも運転手付きでお貸しします。



(イ) 小型除雪機械貸し付け制度のご利用を！

除排雪計画路線となっている「狭あいな道路」や「歩道」の除排雪作業を町内会で実施して頂ける場合には、シーズンを通してハンドガイド式小型除雪機をお貸しします。(台数に限りがあります。)



(ウ) 燃料の支給制度のご利用を！

個人の小型除雪機械(農業用機械など)で、地域の生活道路、高齢者宅の間口やごみ集積場などの除雪作業を実施する場合の燃料を支給します。

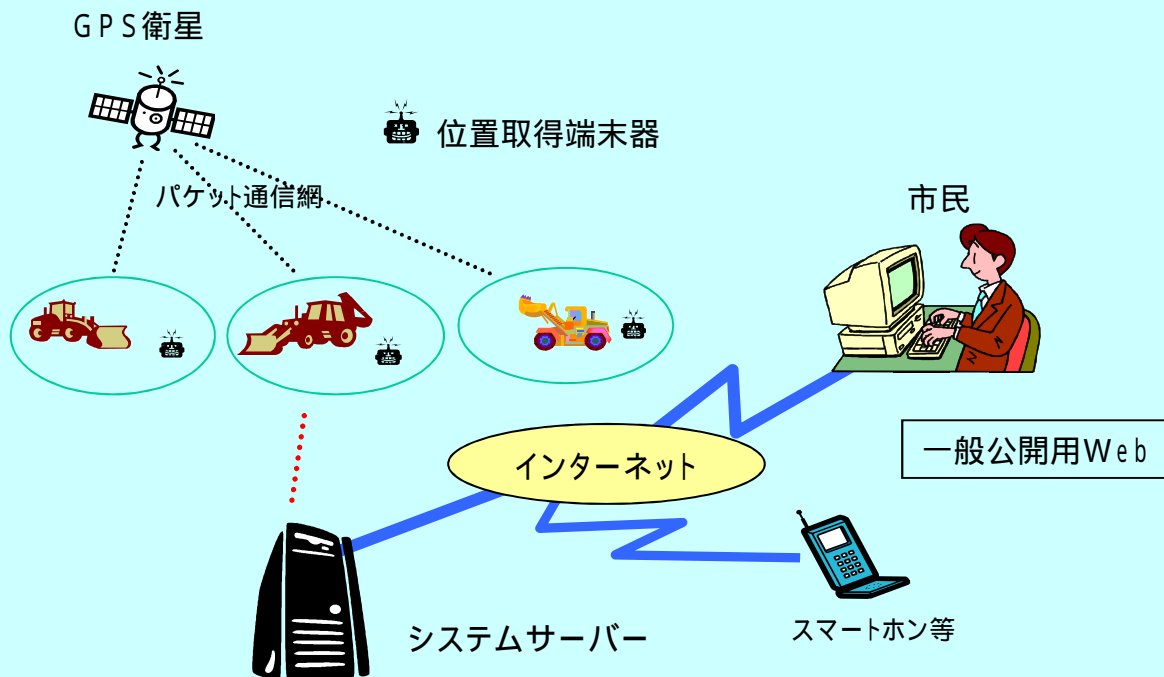
(エ) 空き地の固定資産税が減免されます。

住宅街にある一定規模の空き地を冬期間の堆雪場として、町内会等に無償で貸した場合、翌年度の固定資産税の一部が減免されます。

(4) 道路除排雪車両運行管理システムについて

小型除雪機械を除く全ての除雪車両およびダンプトラックの一部に位置取得端末を取り付けます（除雪車両/900台、ダンプトラック/1300台：令和4年10.1現在）。

除雪車両の位置や作業状況などを、インターネット経由でパソコンやスマートフォン等でご覧いただけます。



「道路除排雪車両運行管理システム」へは、下記の秋田市役所道路維持課ホームページからアクセスしてください。

道路除排雪車両運行管理システム URL
<http://akitashi-jyosetsu.ndsoft.jp/public/map/>

QRコード



インターネットが見られる環境にある方は、だれでもご覧いただけます。

詳細については、本部まで問い合わせください。

(5) 高齢者等の間口除雪の登録について

間口の雪寄せ作業については、下記の方を対象者に、除雪の際に生じた雪の塊などを寄せます（道路に面している玄関先や車庫前に限る）。ご希望される方は除排雪対策本部までご連絡ください。

- 1 おおむね65歳以上の高齢者だけの世帯
- 2 身体の不自由な方だけの世帯

(注意)

- 1 雪寄せ作業のできる方がいる世帯は対象となりません。
- 2 作業を行う路線は秋田市で除排雪を実施している路線に限ります。

本部の組織体制

天候状況や除排雪稼働状況等により、段階的に組織を強化し、全庁的な本部組織体制で対応します。

また、市民サービスセンターや地域情報員等と連携し、迅速な地域状況の把握に努めます。

(1) 本部の設置

- 道路の除排雪対策に備えるため、令和4年11月11日から翌年の3月31日までの期間に「秋田市道路除排雪対策本部」(本部長は建設部長)を建設部道路維持課内に設置します。(気象の変化、又は道路状況などにより、本部の設置期間を変更する場合があります。)
- 秋田地方気象台発表の積雪深が40cm(警戒積雪深)に達した時点で、必要に応じて「秋田市道路豪雪対策本部」に切り換え、市長を総本部長として豪雪に対応します。

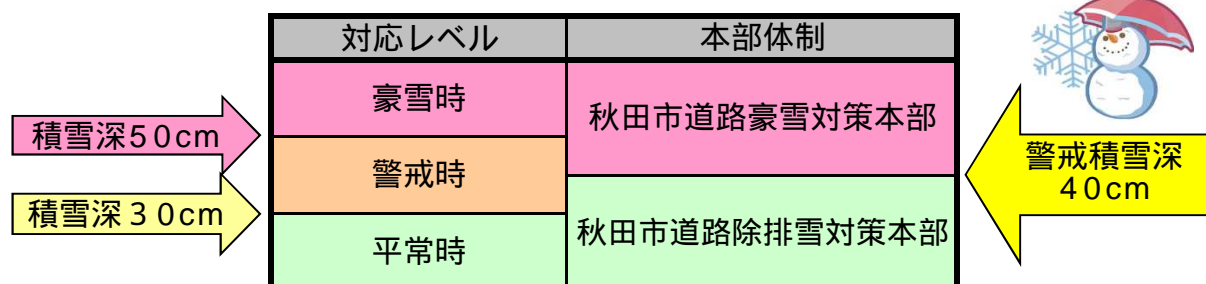
(2) 体制の強化

- 天候状況や除排雪稼働状況等により、段階的に本部従事職員を増員するなど、全庁的な本部体制で取り組みます。
- 市民サービスセンターや地域情報員等と連携を図り、地域の実情に配慮した除排雪作業を実施します。
- 市内の道路事情に精通している秋田市総合振興公社へ道路パトロール業務を委託し、適切な道路状況の把握に努めてまいります。
- 道路除排雪に関する電話対応業務は、電話対応能力に優れたコールセンターに委託し、本部職員の除排雪業務への対応の迅速化に努めます。

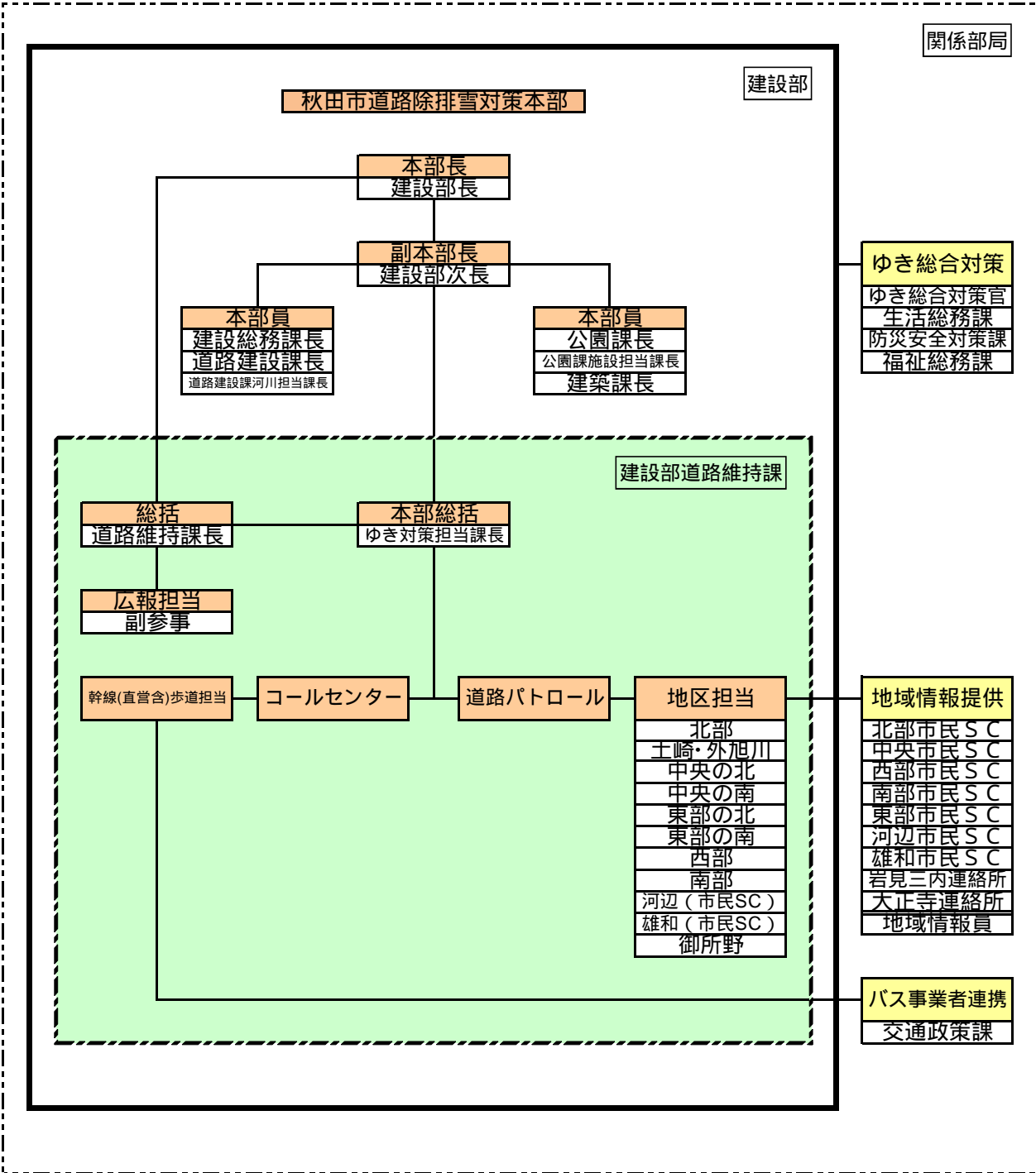
(3) 他機関との連携

- 国や県等と連携し、豪雪時における支援体制を整えるとともに、路線の振替等により、効率的な除排雪作業を実施します。
- バス事業者、建設業協会、造園協会などの関係機関と連携を強化します。

対応レベルと本部体制

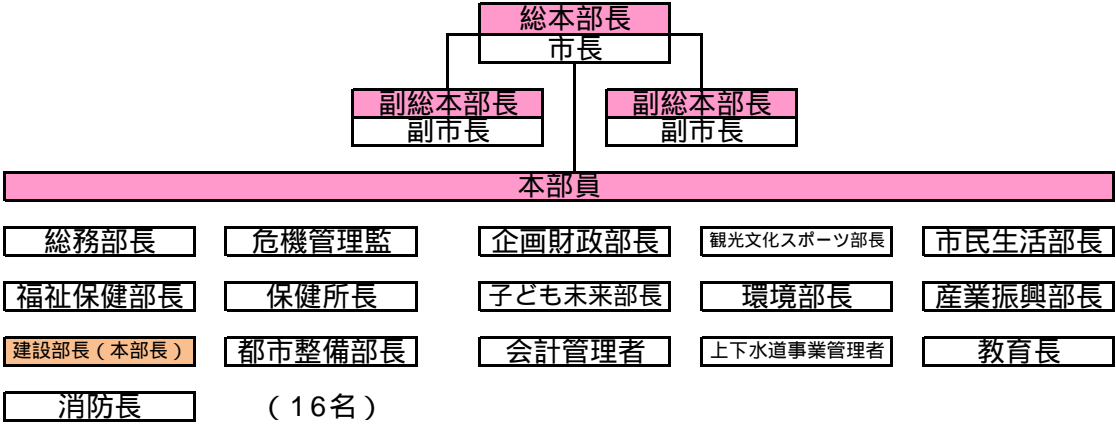


本部組織図

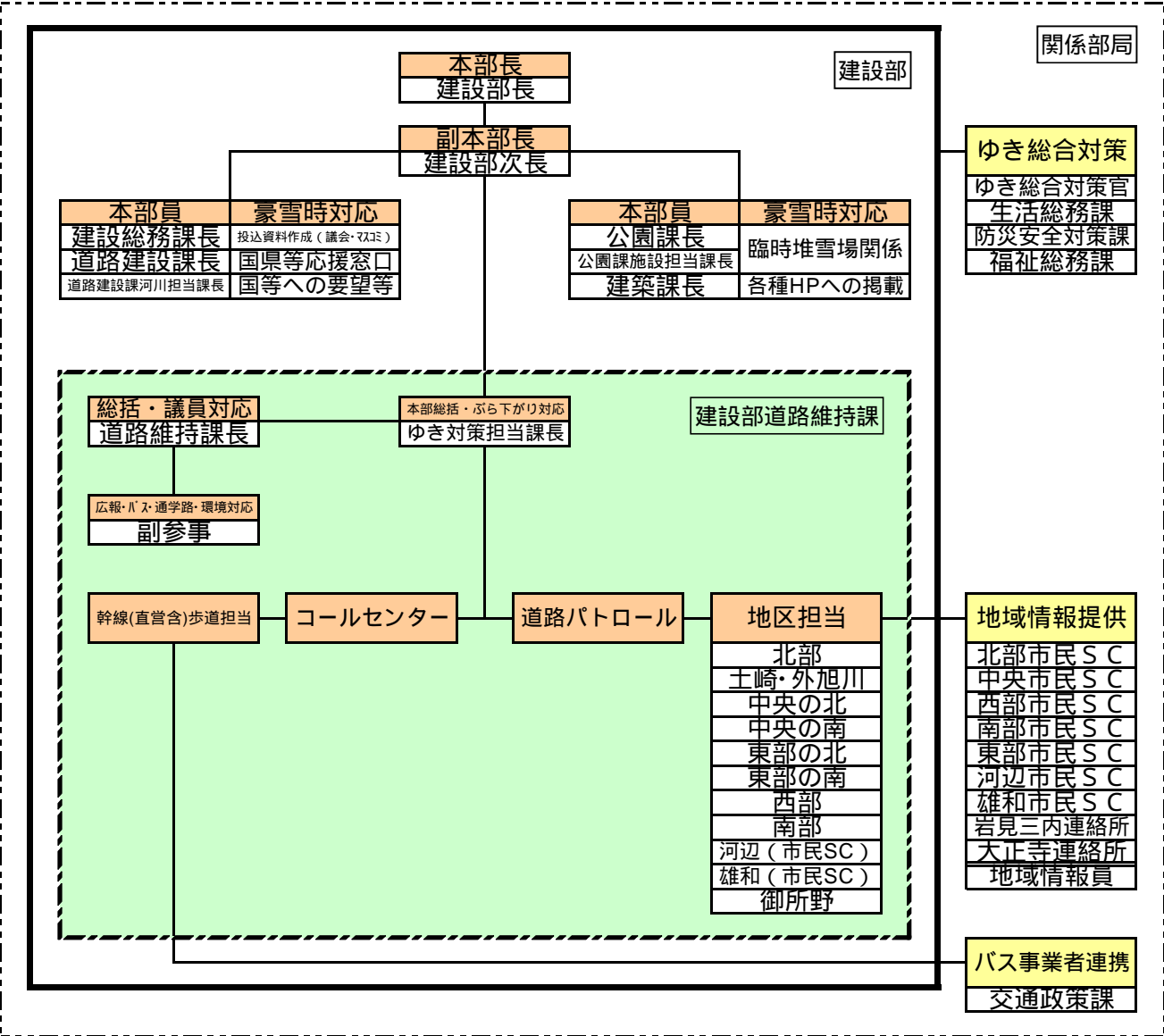


本部組織図（豪雪時）

秋田市道路豪雪対策本部



必要に応じて、各市民サービスセンター所長を招集する。



電話番号一覧

秋田市道路除排雪対策本部 (秋田市役所 本庁舎3階 会議室3-D)

電話 888-9400 (秋田市道路除排雪コールセンター、12月10日以降)

FAX 888-5752 (道路維持課)



(1) 市民サービスセンター等

北部市民サービスセンター	845-2261
中央市民サービスセンター	888-5640
西部市民サービスセンター	888-8080
南部市民サービスセンター	838-1212
東部市民サービスセンター	853-1063
河辺市民サービスセンター 産業・建設・地域支援担当	882-5161
雄和市民サービスセンター 産業・建設・地域支援担当	886-5545

(2) 関係機関等

国道	秋田国道維持出張所	862-2276
県道	秋田地域振興局建設部保全・環境課	860-3472
警察	秋田臨港警察署	845-0141
	秋田中央警察署	835-1111
	秋田東警察署	825-5110
消防	消防本部	823-4000
	秋田消防署	823-4100
	土崎消防署	845-0285
	城東消防署	832-3404
	秋田南消防署	839-9551
	秋田南消防署河辺分署	882-3300
	秋田南消防署雄和分署	886-2623
	秋田地方气象台	864-3955
	秋田中央交通	823-4411
	秋田中央トランスポート(株)	853-6901
	秋田県ハイヤー協会	864-1351

よくあるご質問

Q: 除雪車が通った後の玄関前や車庫前の雪はだれが寄せるのですか？

A: 除雪作業では、道路の両側に雪が寄せられます。玄関前や車庫前に寄せられた雪の処理は各家庭でお願いします。

Q: 高齢者の場合は、間口の雪寄せをしてくれると聞いたのですが？

A: おおむね65歳以上の高齢者だけの世帯か身体の不自由な方だけの世帯が対象です。ただし、雪寄せ作業のできる方がいる世帯は対象となりません。対象となる方で間口除雪を希望される方は除排雪対策本部までご連絡ください。

Q: すぐに除雪してほしいのですが？

A: 道路の重要度に応じて作業順位を定め実施しており、主要道路の完了後に生活道路の除雪を行っています。また、完了までに多くの時間がかかる場合もあります。

Q: 排雪はいつやるんですか？

A: 幅員4m以上の生活道路の場合は、1車線の確保と歩行者の通行スペースの確保が困難になった場合に実施します。主要道路の場合は車両の交互相行が困難な場合、および歩行帯の確保が困難になった場合に実施します。また、交差点の場合は、見通しが確保できなくなった場合に実施します。

Q: 除雪はいつになったら来るのですか？

A: 全市的な除排雪を行う場合は、おおむね4日を要します。作業時間は積雪状況などにより変わる場合がありますので、ご了承ください。

Q: 凍結抑制剤がほしいのですが？

A: 坂道や交差点などに地域の方が散布していただける場合に限り、**道路維持課車庫(寺内)**で差し上げております。ご家庭の敷地内に使用するためのものは最寄りのホームセンター等で購入してください。

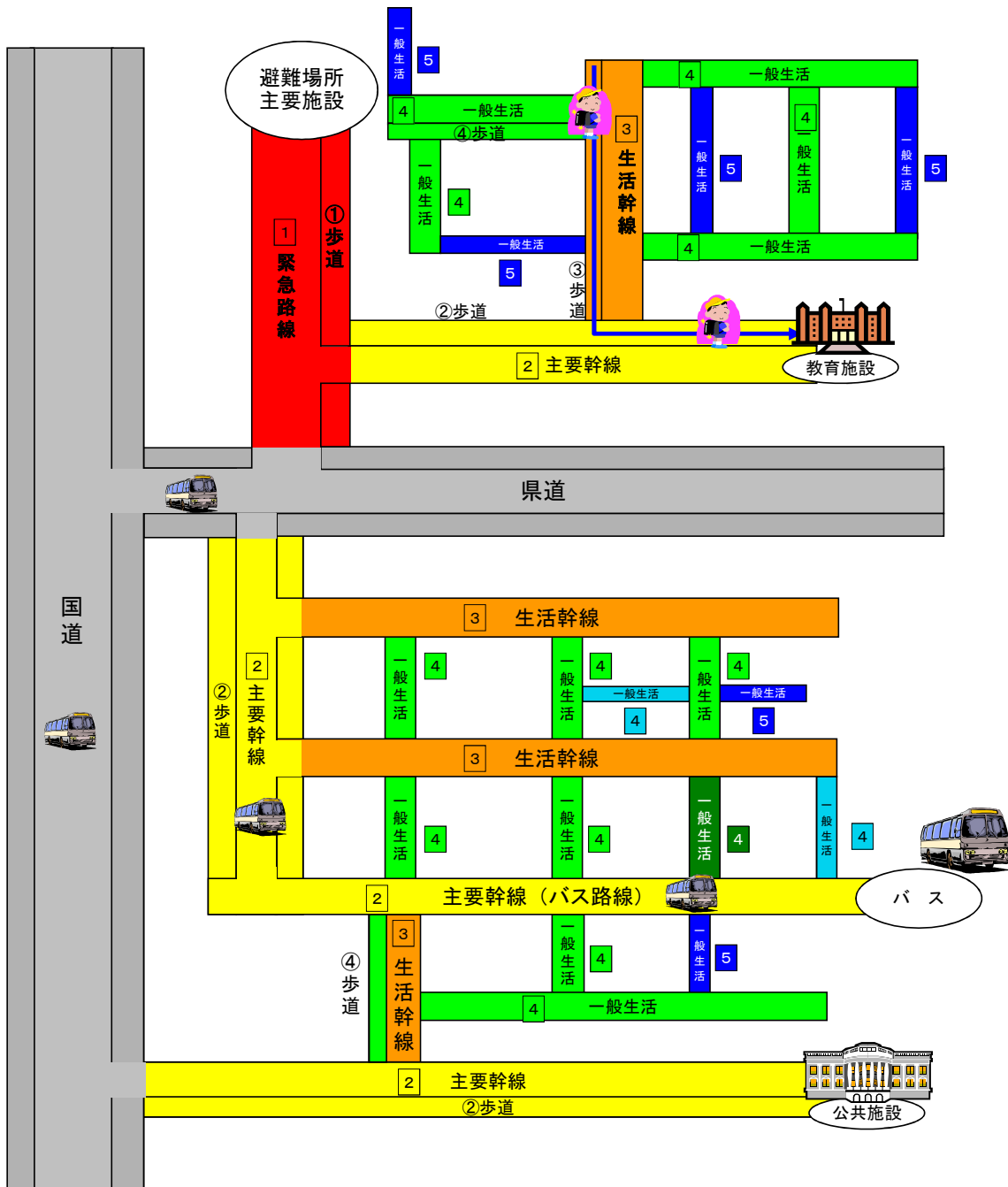
Q: 町内会や地域で除雪や排雪を行いたいのですが？

A: ダンプトラックか積み込み機械のどちらか一方を、運転手付きでお貸しします。希望する町内会等は事前に除排雪対策本部までご連絡ください。

道路除排雪作業基準

秋田市

除排雪における道路区分（概念図）



道路種別	区分	番号	内 訳	
車道	主要道路	緊急路線	1	緊急輸送道路に指定されている道路等
		主要幹線	2	上記以外のバス路線、公共施設に接続している道路
	生活道路	生活幹線	3	地域の幹線的な道路、通学路指定のうち幹線的な道路
		一般生活道路	4	幅員4m以上の市道
			4	幅員4m以上の私道等
			4	幅員4m未満の市道
5	幅員4m未満の私道等			
歩道	主要歩道	緊急路線	①	緊急輸送道路に指定されている道路の歩道等
		幹線歩道	②	上記以外の主要幹線の歩道
		通学歩道	③	通学路指定のうち幹線的な歩道
	一般歩道	一般歩道	④	上記以外の歩道

道路除排雪作業基準

安全で円滑な冬期道路交通の確保を目的に、適切な除排雪作業を実施するため、道路種別区分毎の作業基準を示す。

なお、作業対象道路区分および作業優先順位については、別紙「基本計画書」に定める。

(用語の定義)

除雪作業	新雪除雪・拡幅除雪を行う作業
排雪作業	運搬排雪など道路から雪を排除する作業
路面整正	路面のワダチやデコボコを除去する作業
道路幅員	道路の全幅員（側溝を含む）
有効幅員	車両又は歩行者が通行可能な幅員（側溝を除く）
作業幅員	除排雪作業を実施する幅員
二次堆雪	除雪作業の繰り返しで積み上げられた雪堤や雪山

1 車道

(1) 主要道路

① 緊急路線(優先順位 1 - 1)

② 主要幹線(優先順位 1 - 2)

(全般)

ア 初期段階の作業では、出来る限り当該道路の車線数と有効幅員を確保する。

イ 除雪作業、排雪作業および路面整正作業において、アスファルト路面を出来る限り露出する。

(除雪作業)

ア 歩道がある場合は、車両の交互通行が可能な幅員を確保する。

イ 歩道がない場合は、アに歩行者の通行帯を追加した幅員を確保する。

ウ 郊外の道路においては、吹きだまり発生を考慮し、風下への堆雪を基本とした拡幅一体作業で有効幅員を確保する。

(排雪作業)

ア 二次堆雪量が増加し、車両の交互通行が困難な場合において、交通量やその後の作業計画および天候などを総合的に勘案し、本部の指示で実施する。

イ 作業幅員は、当該道路の有効幅員とする。

(路面整正作業)

ア 圧雪路面において、わだちが発生し通行に支障がある場合、または気温の上昇等により路面が著しく悪化した場合に実施する。

(2) 生活道路

① 生活幹線(優先順位 1 - 2)

(全般)

ア 初期段階の作業では、出来る限り当該道路の車線数と有効幅員を確保する。

イ 除雪作業、排雪作業および路面整正作業において、アスファルト路面は出来る

限り露出する。

(除雪作業)

ア 歩道がある場合は、1車線程度の幅員を確保する。

イ 歩道がない場合は、アと両側に歩行者の通行帯を加えた幅員を確保する。

(排雪作業)

ア 必要に応じて交差点および待避所について、本部の指示で実施する。

イ 1車線および歩行者の通行の確保が困難となった場合に、本部の指示で実施する。

ウ 作業幅員は、当該道路の有効幅員とする。

(路面整正作業)

ア 圧雪路面において、わだちが発生し通行に支障がある場合、または気温の上昇等により路面が著しく悪化した場合に実施する。

② 一般生活道路

(i) 道路幅員4m以上の市道 (優先順位2)

(ii) 道路幅員4m以上の私道等 (優先順位2)

(全般)

ア 初期段階の作業では、出来る限り当該道路の有効幅員を確保する。

イ 除雪作業および排雪作業のアスファルト路面は、出来る限り露出させる。

(除雪作業)

ア 最少確保幅員は、1車線と片側に歩行者の通行帯を加えた程度の幅を確保する。

(排雪作業)

ア 1車線および歩行者の通行の確保が困難となった場合に、本部の指示で実施する。

イ 作業幅員は、当該道路の有効幅員とする。

(iii) 道路幅員4m未満の市道 (優先順位2)

(除雪作業)

ア 最少確保幅員は、1車線を確保できる程度の幅を確保する。

(除排雪一体作業)

ア 除排雪一体作業が有効と認められる場合に本部の指示で実施する。ただし、作業の優先順位が上位の路線の完了状況等を勘案する。

イ 作業幅員は、当該道路の道路幅員とする。

(iv) 道路幅員4m未満の私道等 (優先順位2)

(除雪作業)

ア 最少確保幅員は、道路幅員を確保できる程度の幅を確保する。

(除排雪一体作業)

ア 除排雪一体作業が有効と認められる場合に本部の指示で実施する。ただし、作業の優先順位が上位の路線の完了状況等を勘案する。

イ 作業幅員は、当該道路の道路幅員とする。

2 歩道

(全般)

ア 車道の除雪完了確認後に実施する。

イ 出来る限り路面を露出し、横断歩道がある場合は必ず接続する。

ウ 気象や道路状況の急激な変化により、歩行が困難となった場合や車道の排雪作業と併せた一体作業が有効と認められる場合などには、本部の判断で実施する場合がある。

(1) 主要歩道

① 緊急路線 (優先順位 1-1)

② 幹線歩道 (優先順位 1-2)

③ 通学歩道 (優先順位 1-2)

(除雪作業)

ア 最少確保幅員は、歩行者のすれ違いができる程度の幅を確保する。ただし、当該歩道幅員が 1.5 m 未満の場合は有効幅員とする。

(排雪作業)

ア 警戒および豪雪時において、歩行者のすれ違いが困難な場合に本部の指示で実施する。

イ 作業幅員は、当該道路の有効幅員とする。

(2) 一般歩道

① 一般歩道 (優先順位 2)

(除雪作業)

ア 最少確保幅員は、歩行者の通行ができる程度の幅を確保する。ただし、除雪機械幅が 0.75 m 以上の場合は機械幅とする。

(排雪作業)

ア 豪雪時に本部が必要と認めた場合に実施する。

イ 作業幅員は、当該道路の有効幅員とする。

3 交差点

(全般)

ア 交通の妨げとなる交差点への雪山堆雪は、やむを得ず一時堆雪する場合を除き極力行わない。

(除雪作業)

ア 1 車道(1)主要道路および(2)生活道路の各除雪作業に準ずる。

(排雪作業)

ア 原則として、交通安全上必要な視距の確保を目的に、本部の指示で実施する。

イ ドライバーの視線高さや子どもの身長を考慮し、交差点の雪山の高さが概ね 1.2 m を超えている場合に、作業計画、天候および交通量などを総合的に勘案し本部の指示で実施する。

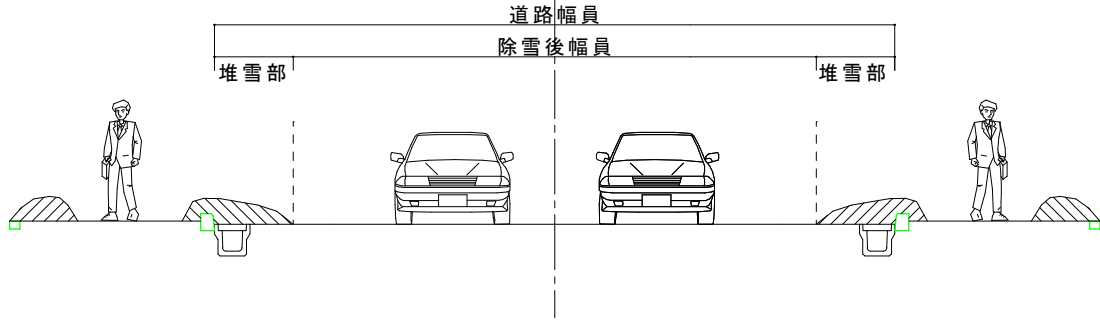
ウ 排雪作業の実施範囲は、視距を妨げている雪山の全量とする。

道路除排雪作業基準

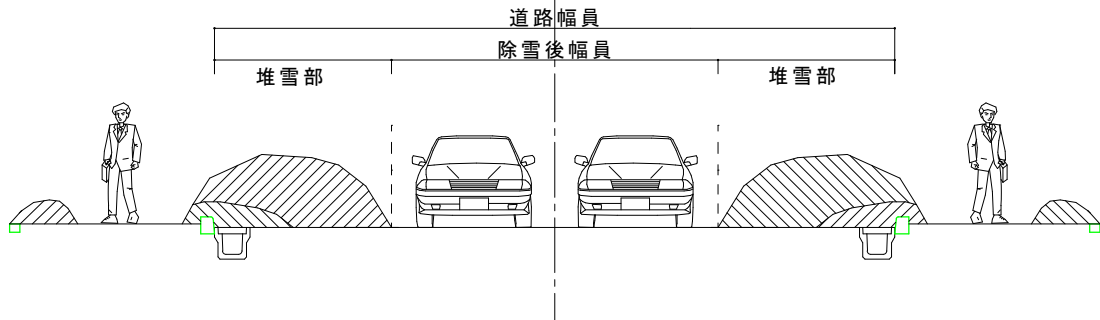
<主要道路>

緊急道路・主要幹線（歩道あり）

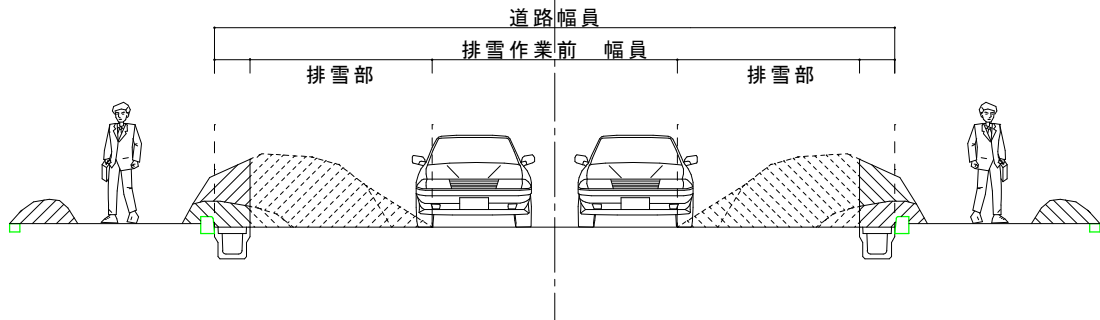
除雪初期



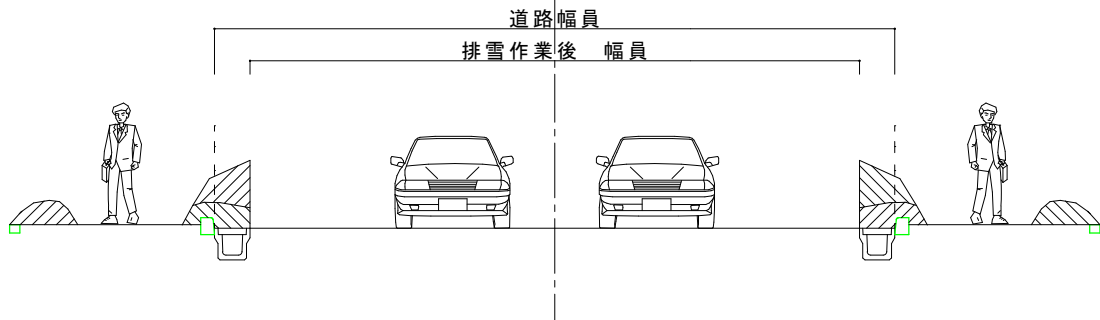
除雪後期



排雪作業 実施前



排雪作業 実施後

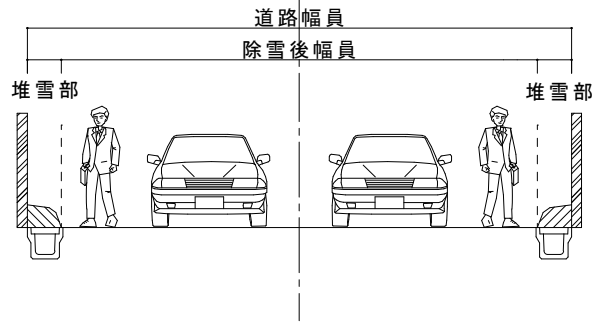


道路除排雪作業基準

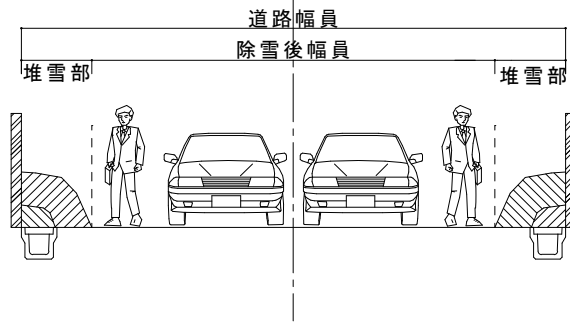
<主要道路>

緊急道路・主要幹線（歩道なし）

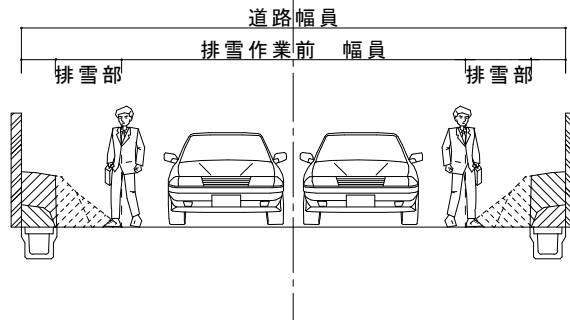
除雪初期



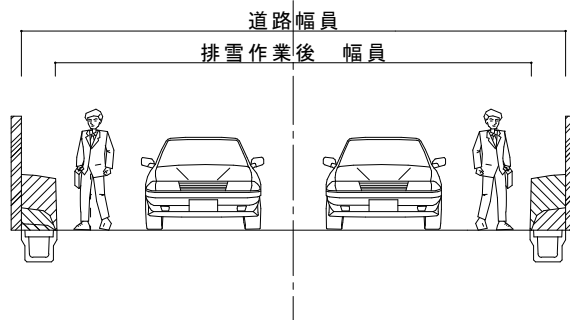
除雪後期



排雪作業 実施前



排雪作業 実施後

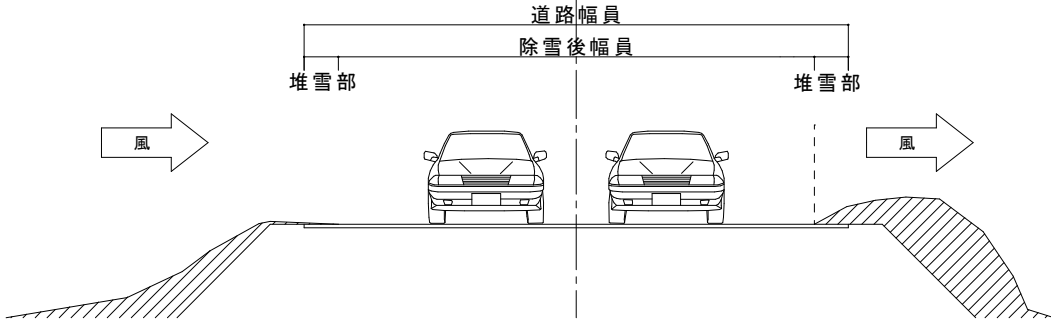


道路除排雪作業基準

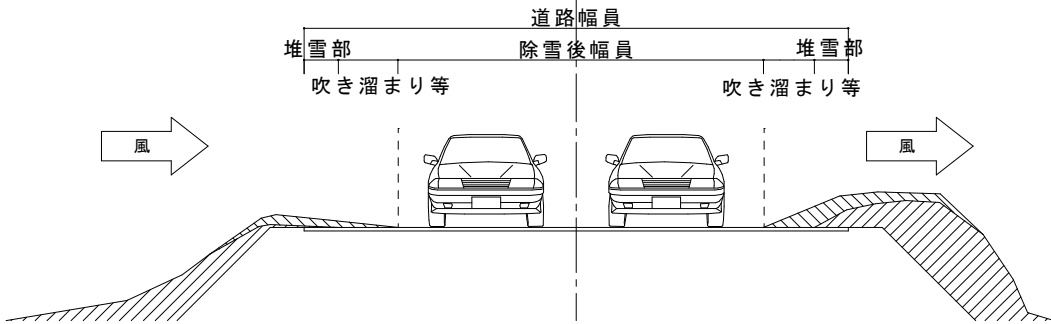
<主要道路>

郊外道路等

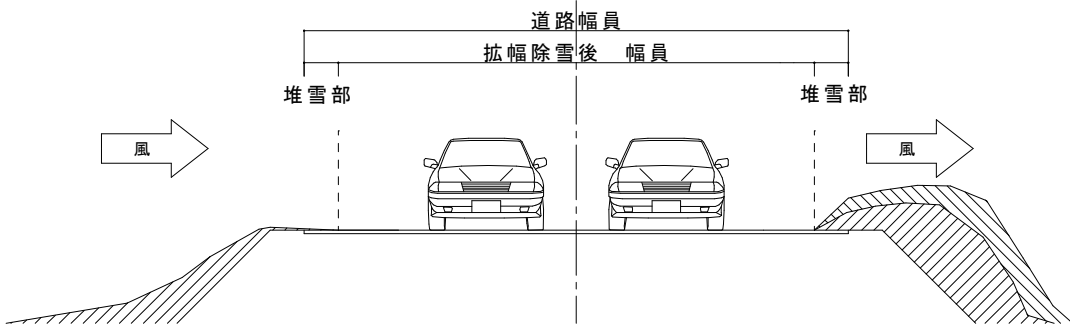
除雪初期



除雪後期



拡幅一体除雪

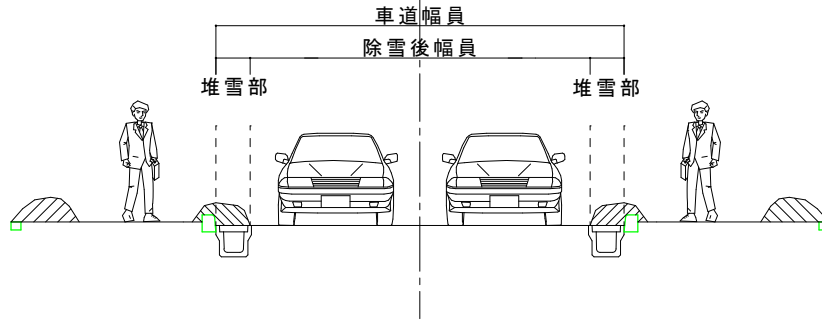


道路除排雪作業基準

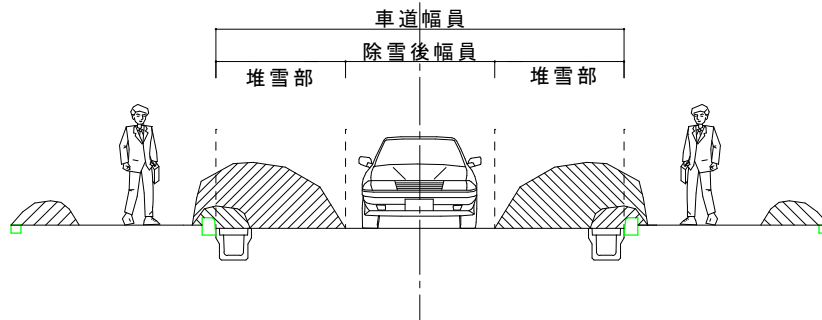
<生活道路>

生活幹線（歩道あり）

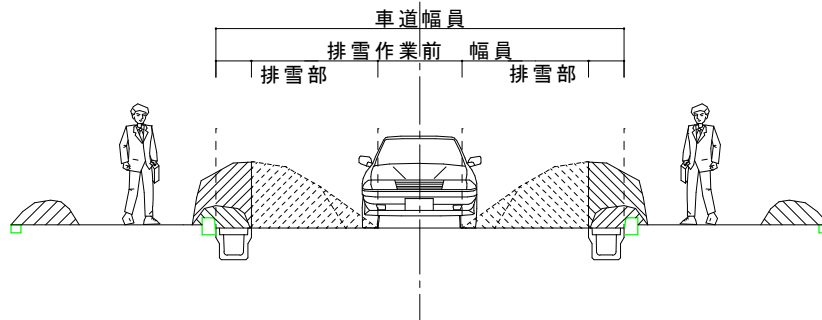
除雪初期



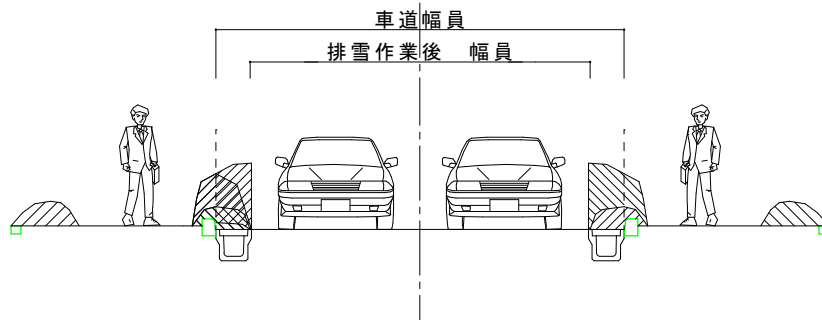
除雪後期



排雪作業 実施前



排雪作業 実施後

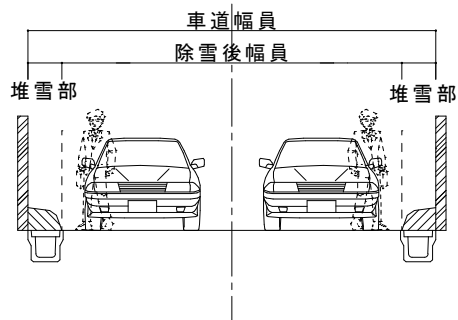


道路除排雪作業基準

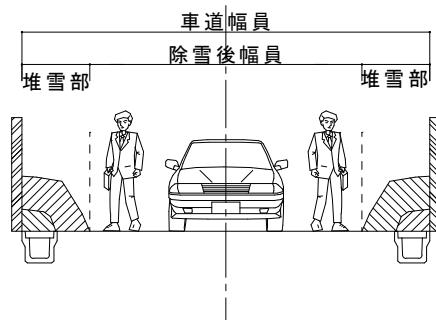
<生活道路>

生活幹線（歩道なし）

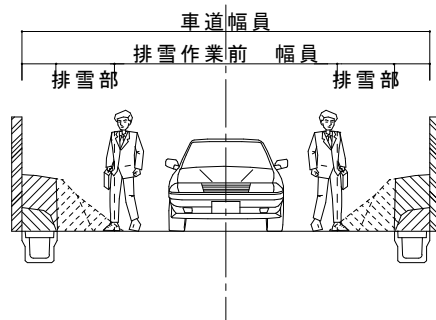
除雪初期



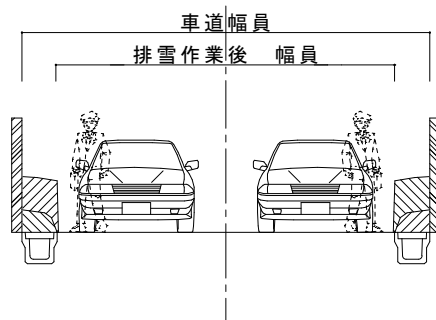
除雪後期



排雪作業 実施前



排雪作業 実施後

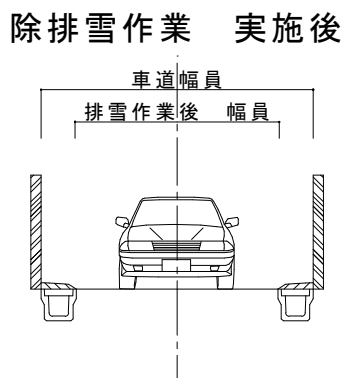
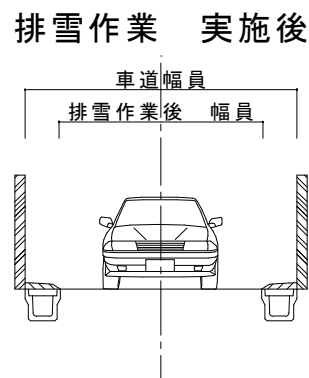
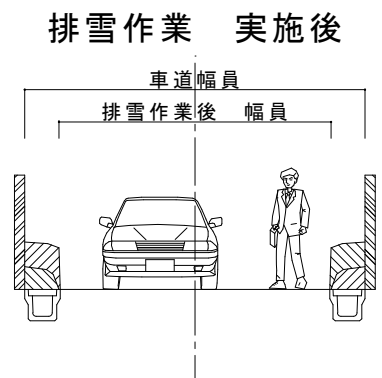
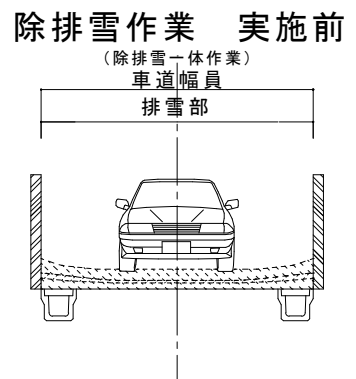
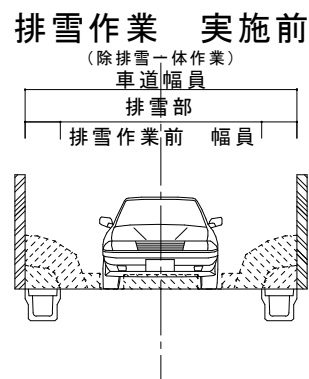
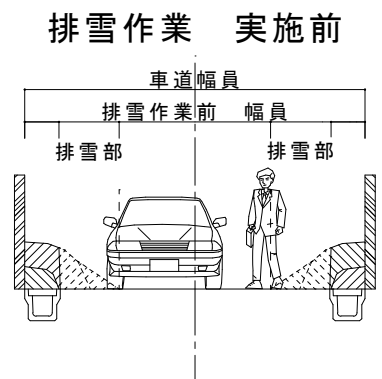
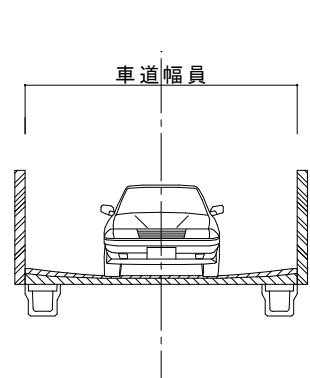
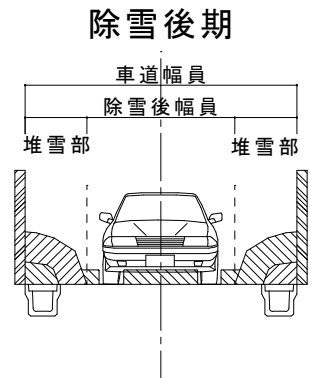
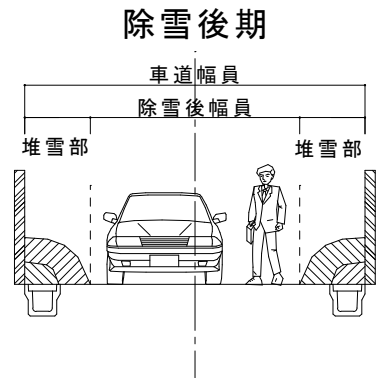
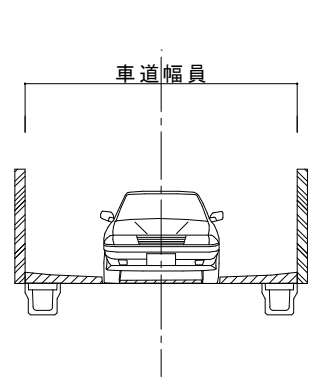
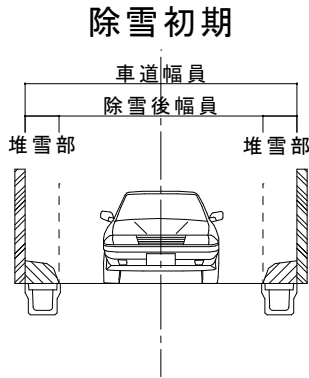
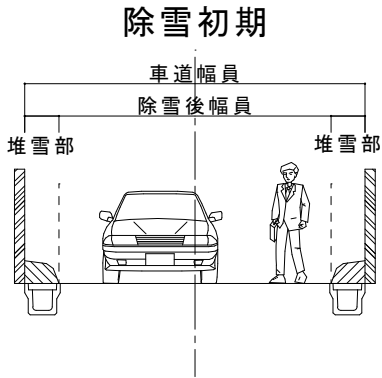


道路除排雪作業基準

<生活道路>

一般生活道路
(4 m以上の市道・私道)

一般生活道路 (4 m未満の市道・私道)	
市道	私道

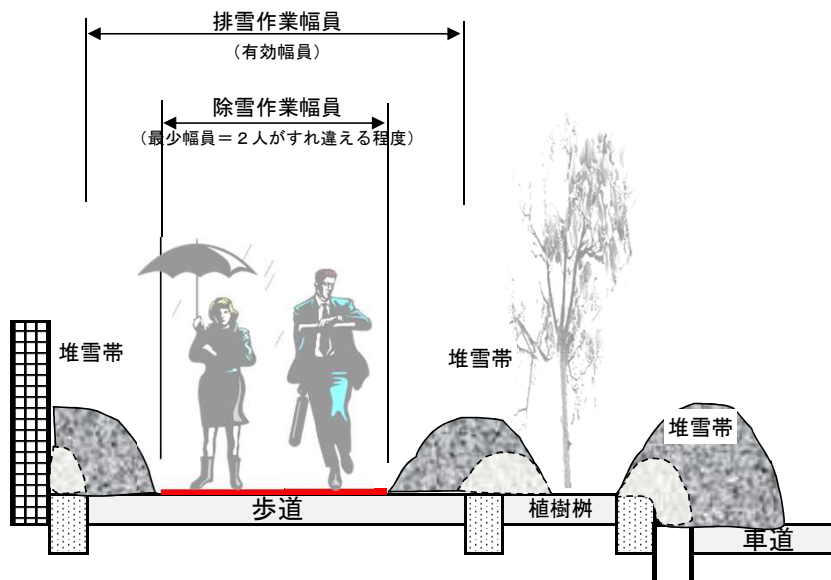


道路除雪作業基準

< 歩道 >

- 1 車道の除雪完了確認後に実施する。
- 2 出来る限り路面を露出し、横断歩道がある場合は必ず接続する。
- 3 気象や道路状況の急激な変化により、歩行が困難となった場合や車道の排雪作業と併せた一体作業が有効と認められる場合などには、本部の判断で実施する場合がある。

主要歩道



一般歩道

